

産前産後期間の保険料免除措置の概要

1 導入の趣旨

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月間）の均等割保険料及び所得割保険料を免除する。

（根拠法）全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号 令和5年5月19日公布）

2 免除対象

(1) 免除期間

出産する被保険者の出産（予定）日の属する月の前月から4ヶ月分の保険料

※多胎妊娠の場合は、出産（予定）日の属する月の3ヶ月前から6ヶ月分の保険料

（対象例）8月15日が出産（予定）日の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
単胎妊娠				← 免除 →				
多胎妊娠		← 免除 →						

(2) 対象となる「出産」

妊娠85日以上分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も対象となる。

(3) 届出開始

出産予定日の6ヶ月前から届出可能

※原則、届出に基づいて免除をするが、届出をしていない対象者を把握した場合は職権での免除を行う。

3 適用

令和6年1月1日以降の保険料から適用

※出産（予定）日が令和5年11月以降の出産から対象

4 影響額試算

令和5年度分（令和6年1月～3月分） 576,857円

令和6年度以降 年間免除額合計 2,243,900円

（免除額例）

夫の給与収入450万円、妻の給与収入130万円の35歳夫婦が単胎妊娠した場合

	免除前 年間保険料	免除後 年間保険料	免除額
夫	231,500円	231,500円	0円
妻	60,900円	40,500円	20,400円
合計	292,400円	272,000円	20,400円

5 公費負担

公費負担割合 国：1/2 都：1/4 市：1/4

6 広報・周知

- ・市報、市ホームページ掲載
- ・健康課での母子手帳交付時にチラシ案内
- ・市民課への出生届届出時に配布する手続き一覧に記載
- ・子育て支援課で配布する子育てハンドブックに記載